

学童保育所 指定管理者にNO

平成31年1月 臨時会

平成31年1月16日



北部第2・第3学童保育所

平成31年4月1日より3年間の学童保育所の指定管理者の指定についての議案が提出され、否決されました。

保護者の意見は

問 現在の指定管理者は、保護者会を一度も開いていません。指定管理

をするにあたって保護者の意見を聞いていますか。

答 総務課長 保護者の意見聴取はしていません。

報告書はあっているのか

問 平成25年度収支報告書では保護者から支払われた保育料と報告書に

記載された保育料の額が違います。同じく25年に2百数十万円の余剰金が出ています。どうなりますか。

答 住民生活課長 収支報告書では月々の保育料が7千円で計上されています。夏休みは月1万円になりますのでそのずれとします。余剰金については、指定管理者の所得になるものと思います。

問 北部第一学童の水道光熱費は本来ゼロ円ですが、23万円計上されているのはどうしてですか。

答 住民生活課長 平成25年に学童保育所指定を受けた時、村から案分するよう指導があったためです。

問 学童保育料は、月1万円を徴収していたが、報告書には月7千円で計上されていました。虚偽の報告は管理協定書35条により指定管理の取り消しとなつていますがどうのことですか。

答 住民生活課長 帳簿には1万円で徴収され、報告書には7千円とありました。村の監視不足でした。

○…賛成
×…反対
欠…欠席
退…退席
除…除斥
一…議長

議案の審議結果

件名と主な内容	結果		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
	賛成	反対	議決結果	波多野宏美	善養寺孝	蜂巣實	村上慎一	川田敏彦	小野関治義	高田清一	清水健一	松井保夫	小山久利	山口宗一	岸昭勝	早坂通	南千晴
議案 第1号 学童保育所の指定管理者の指定について…	5	8	否決	×	○	×	×	×	○	×	×	○	×	○	×	×	—

※議長は採決に加わらないため「—」で表示

※除斥とは 議会における審議の公正を期するために、審議事件と一定の利害関係を有する議員は当該事件の審議に参加することができないとする制度